

ごみ集積所設置要領

環境政策課

《ごみ集積所の設置基準》

1. 位置及び面積

- ① ごみ集積所の位置は、公道に隣接した場所に入居者の利便性を考慮して配置すること。
- ② 概ね戸数15戸を1ブロック（単位）とし、ブロックごとに1箇所設置すること。ただし、集合住宅を除く。
- ③ 隣接地の占有者または管理者と十分な協議を行い、承諾を得た位置に設置すること。
- ④ ごみ集積所用地の土留めが不要になる位置とすること。
- ⑤ ごみ集積所の面積は、世帯数（区画数）に**0.3㎡※**を乗じた面積以上を確保すること。ブロック等を除いた有効面積（内法）とする。
※ 1住戸の占有床面積が35㎡以下の小規模共同住宅については0.2㎡

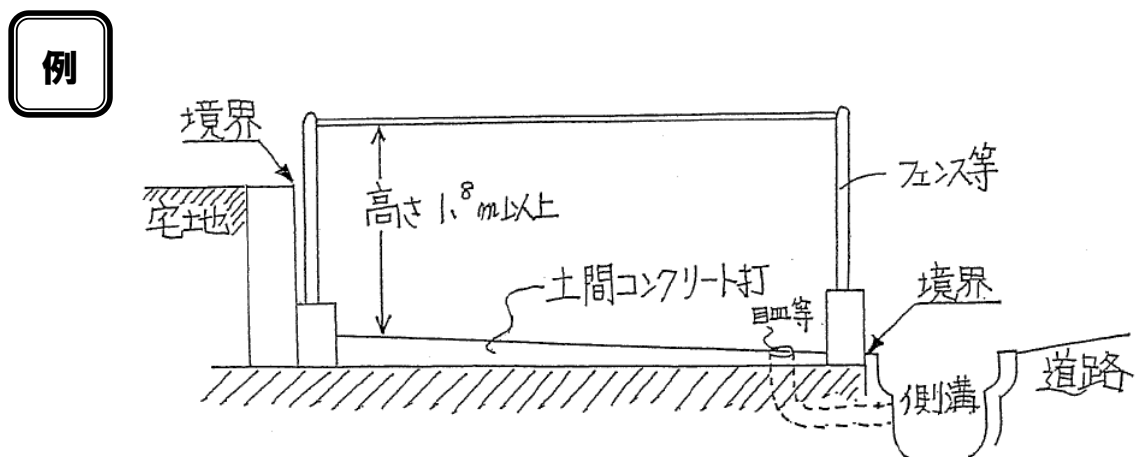
2. 構造

- ① ごみ集積所の高さは1.8m以上とし、間口の広さおよび奥行きは60cm以上の立ち入りが容易な構造とすること。ごみ集積所の入口は引き戸の構造が望ましい。
- ② 概ね4戸以下の場合、既製品の設置を可能とする。既製品を設置する場合は、アンカーボルト等で十分に固定し、構造については①以外の要件に従って設置すること。
- ③ ごみ集積所の扉を開けた時に、扉や取手等が敷地からはみ出ない構造とすること。また、内開きにする場合、扉の可動範囲は有効面積には含めない。
- ④ 猫やカラス等による生ごみ散乱防止のため、フェンスなどの耐久性に優れたもので全面を囲むこと。（フェンスの網目はなるべく小さいものにし、ブロックとフェンス等の各所の隙間は5cm以下とするなど、小動物が入らない構造とすること。）
- ⑤ ごみ集積所の壁に隣地の土圧がかからないようにすること。
- ⑥ コンクリートブロックを利用する場合は、120mm以上の厚みのある製品を利用すること。
- ⑦ ごみ集積所用地に隣地からの排水が流れ込まない構造とすること。
- ⑧ 土間コンクリート及び排水設備を施し、ごみ集積所用地の排水が排水口に向かって流れるように水勾配をつけること。排水口にはごみが流れ込まないよう目皿等をつけること。
- ⑨ 排水に雨水が流入する場合は、排水管（直径75mm以上）を側溝に接続すること。その場合は、建設課と協議を行うこと。
- ⑩ 排水に雨水が流入しない場合は、排水管（直径75mm以上）を下水道に接続すること。その場合は、下水道課と協議を行うこと。
- ⑪ 排水を直接農業用水路へ放流する場合は、水利権者と協議を行うこと。

↳裏面へ続く

3. その他

- ① 管理及び清掃は、使用者または管理会社で行うこと。
- ② ごみ集積所用地は分筆し、市に帰属するか、利用者全員の共有または不動産会社の名義とし、利用者の使用权に配慮すること。
- ③ 協議の際はごみ集積所用地の境界、周辺状況および市への帰属の有無を明示すること。
- ④ ごみ集積所用地を市へ帰属する場合、ごみ集積所の機能に必要な余剰地を含めないようにすること。
- ⑤ ごみ集積所用地を市へ帰属する場合、建築物を含めないようにすること。
- ⑥ 集積所看板が必要な場合は環境政策課へ連絡すること。



※ 不明な点は、糸島市役所環境政策課 (Tel092-332-2068) へお問い合わせください。